

令和3年度 専門職大学院法務研究科（法科大学院）（D日程入試）

民事訴訟法・刑事訴訟法

注意事項

以下をよく読んで、間違いないように受験してください。

1. 試験開始の合図があるまで、問題を開かないでください。
2. この問題冊子の3~6ページに問題が掲載されています。落丁、乱丁、印刷不鮮明などの箇所がある場合には申し出てください。
3. 解答用紙は民事訴訟法につき1枚（そのⅠ）、刑事訴訟法につき1枚（そのⅡ）、合計2枚です。解答用紙の追加は認めません。
4. 試験開始の合図があったら、すべての解答用紙に受験番号を記入してください。
5. 解答は必ず解答用紙の所定の場所に記入してください。
6. 解答用紙には、黒鉛筆（シャープペンシル可）の他、黒または青の万年筆・ボールペンを使用してもかまいません。
7. 文字ははつきり、ていねいに書いてください。解答の文字が読みにくい場合、点を与えないことがあります。
8. 試験中、使用していない解答用紙は机の上に裏返しにしてください。

[このページは空白です。]

民事訴訟法（配点 50 点）

I. 次の文章は、最高裁判所の判決文（最高裁昭和 55 年 10 月 23 日判決・民集第 34 卷 5 号 747 頁）からの抜粋である。文章中の空欄（ア）～（オ）に当てはまる最も適切な語句はなにか、答えなさい。ただし、同一の記号には同一の語句が入る。

（配点：20 点）

売買契約による所有権の移転を請求原因とする所有権確認訴訟が係属した場合に、当事者が右売買契約の詐欺による取消権を行使することができたのにこれを行使しないで（ア）の（イ）が終結され、右売買契約による所有権の移転を認める請求認容の判決があり同判決が（ウ）したときは、もはやその後の訴訟において右取消権を行使して右売買契約により移転した所有権の存否を争うことは許されなくなるものと解するのが相当である。

これを本件についてみると、原審が適法に（ウ）したところによれば、本件被上告人を原告とし本件上告人を被告とする原判示津簡易裁判所昭和 45 年（ハ）第 15 号事件において被上告人が上告人から本件売買契約により本件土地の所有権を取得したことを認めて被上告人の所有権確認請求を認容する判決があり、右判決が（ウ）したにもかかわらず、上告人は、右売買契約は詐欺によるものであるとして、右判決（ウ）後である昭和 49 年 8 月 24 日これを取り消した旨主張するが、前訴において上告人は、右取消権を行使し、その効果を主張することができたのにこれをしなかつたのであるから、本訴における上告人の上記主張は、前訴（ウ）判決の（エ）に（オ）し許されないものといわざるをえない。

II. 民事訴訟法 157 条 1 項が、裁判所は同項所定の攻撃防御方法を却下することができる旨を定める理由を、5 行程度で説明しなさい。

（配点：15 点）

III. 共同訴訟人の 1 人の提出した証拠の証拠調べの結果が、援用の有無にかかわ

らず、他の共同訴訟人についても裁判所の事実認定の資料となると解される
(証拠共通の原則) のはなぜか。5行程度で説明しなさい。

(配点: 15点)

刑事訴訟法（配点 50 点）

I. 次の文章の空欄ア～クに当てはまる最も適切な語句は何か、空欄①～③に当てはまる最も適切な刑事訴訟法の条文は何か、それぞれ答えなさい（条文を記載する際には、必要に応じて、条、項、号、本文・ただし書、前段・後段まで特定すること）。なお、同一の記号には同一の語句が入る。

(配点：30 点)

現行刑事訴訟法上、捜査機関の（ア）としての写真撮影が認められている類型は、4つあるといえる。第1は、（①）の検証として、裁判官から令状の発付を得て行う場合である。検証とは、（イ）による物の形状の認識である。したがって、写真撮影も検証に含まれる。第2に、被疑者を（ウ）する場合に、（ウ）の（エ）でなら、令状を取ることなく検証が行うことができる（②）。第3に、（ウ）した被疑者については、（③）で、逮捕の（オ）として、検証令状なしに、写真を撮ることができる。ちなみに、写真という用語は、現行刑事訴訟法上、この条文でしか使われていない。第4は、（ア）としての搜索差押えの（エ）で、搜索差押えがどのように行われたのかを記録するために、あるいは、差押物の証拠価値の保存、すなわち差押物がどのような状態で（エ）に存在したかを記録しておくなどするために、搜索差押えの（オ）として写真を撮る場合がある。

最大判昭和44年12月24日刑集23巻12号1625頁は、次のような場合であれば、公安委員会の許可条件に違反するデモを公道上で行っているデモ隊について、警察官が、令状を取ることなく、またデモ隊の承諾もなしに、写真撮影することを許容した。現に犯罪が行なわれもししくは行なわれたのち間がないと認められる場合であって、しかも証拠保全の（カ）および緊急性があり、かつその撮影が一般的に許容される限度をこえない（キ）をもって行なわれるときである。これは、（ア）ではなく、（ク）としての写真撮影と解されている。

II. 以下の事項に関し、関係する条文があるときはそれを指摘しつつ、各問の

末尾に示された行数以内で説明しなさい。

(配点 : 20 点)

1. 科学的証拠、特にD N A型鑑定の証拠能力についての判例の考え方
(5 行)

2. 審判の対象について（「訴因」と「公訴事実」という用語を用いること）(5 行)

[このページは空白です。]